

(お知らせ)

2017年5月26日
NTT西日本 大分支店

豊後大野市朝地町綿田地区の一部地域における避難勧告発令に伴う 電話料金等の取扱いについて

このたびの豊後大野市朝地町綿田地区一部地域において、地割れが発生したことによる避難勧告の発令により、避難された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

NTT西日本 大分支店(支店長:江原 和裕)は、避難されたお客様の電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

1. 電話サービスの基本料金等※¹の取り扱い

このたびの災害に伴い、

- ①災害対策基本法に基づく『避難勧告等』が連続して24時間以上に亘り発令された以下の地域にお住まいの加入電話等のお客様について、24時間ごとの日数を算出し、その日数に対応する基本料金等※¹を免除するとともに、電話料金の支払期日を1ヶ月延長します※²。

※¹:回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料等

※²:口座振替、クレジットカード支払のお客様については、自動引き落としとなるため対象外とさせていただきます。

(対象地域/2017年5月26日AM9時現在)

・豊後大野市朝地町綿田地区の一部地域

(今後、避難勧告等の追加があった場合には、拡大措置を行います)

- ②当社の設備故障により、サービスが利用できない状態が連続して24時間以上に亘ったお客様についても、24時間ごとの日数を算出し、その日数に対応する基本料金等を免除します。

2. 移転工事料金の取り扱い

このたびの災害による避難勧告により、別の場所への移転等が生じた場合に係る移転工事料金及び利用休止、一時撤去の工事料金を免除します。

ただし、元の居住地へ戻る等、再度の工事料金は免除の対象外となります。

3. 電話以外の電気通信サービスの取り扱い

電話サービスに準じた取り扱いとします。

4. 本件に関するお問合せ先

局番なしの「116」

※携帯電話・PHSからは0800-2000-116

受付時間:午前9時~午後5時/土曜、日曜、祝日も受付(12/29~1/3除く)

(NTT西日本エリア以外からはご利用になれません)